平成２２年（フ）第７９７号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地４―602
債務者　山内けい子（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７９９号
埼玉県坂戸市薬師町17番地４　コーポ米寿202号室
債務者　ナカムラ　エミリー　ペリーノ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０２号
埼玉県狭山市入間川３丁目18番６号　大功ビル五番館301
債務者　八木橋初男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４１０号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字百保48番地　バンノウハイツ401号
債務者　三浦　芳弘
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４５４号
大阪市東淀川区豊新５丁目８番８―110号
債務者　中嶋　永治
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０２号
大阪市東淀川区上新庄３丁目19番57―303号
債務者　坪倉　香里（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６１号
大阪市生野区桃谷３丁目５番20号
債務者　中岡工務店こと　中岡　一志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２４号
大阪市中央区粉川町５―17、住民票上の住所大阪市西区江戸堀１丁目23番21―802号
債務者　石沢　亜希（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３５号
大阪市東成区大今里西３丁目18番22号　サンハイツ今里301号
債務者　永末　悟志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５４号
大阪市西淀川区歌島１丁目17番10号　パールハイツ302号室、前住所大阪市西淀川区御幣島６丁目３番12号　メディオ御幣島304号室
債務者　鈴木　菜美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６０号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番26―204号
債務者　河野　智志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４２９号
大阪府東大阪市吉松２丁目３番20号　コーニッシュ長瀬202号
債務者　加島　寛治
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３５号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番30―1105号　アルテハイム東大阪
債務者　宮下　米治
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５６号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目38番２号
債務者　林　サヤカ（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７１号
大阪府枚方市宮之下町19番11号
債務者　上田　大介
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９７号
大阪府高槻市宮之川原５丁目31番３号
債務者　川村　昭一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５０号
大阪府東大阪市川俣１丁目11番２号　701号
債務者　大谷三枝子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５６号
大阪府交野市東倉治３丁目５番20号
債務者　楠本　繁行
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部